

宍粟郷土研究会報

No. 27

42.4.1
兵庫県宍粟町
山崎教育委員会報
宍粟郷土研究会
電話 750番

千草鋼と長船鍛冶

備前景光・景政の場合

宇野 正 磯

現在、国宝に指定されて、その優秀性の点で特に有名な刀に、備前長船鍛治、景光、景政の両名によつて鍛えられたものがあります。その時代は正中二年七月（西暦一三二五）のものと、嘉曆二年己七月（西暦一三二七）のもので二振あります。殊に宍粟郡に生れ住んでいるものにとつて興味深いことは、この二振が共に「播磨国宍粟郡三方西造之」という銘が刀の中心（刀の握りの部分）に記されていることあります。この銘の意味は「播磨国の宍粟郡、三方西ノ郷一波賀町」で、これを造つた」ということとして、このような逸品がわたしたちの郷土で、約六百四十年も以前に造られて、しかも現存しているということは、郷土宍粟郡の大きな誇りであるといえましよう。

目 次

千草鋼と長船鍛冶	宇野 正 磯	1
庄 場	島下八重子	5
平瀬長水の「射学要録」	島田 清	7
兵庫県史料	黒田 義隆	
予 告		
会員名簿 (2)		
雑 誌		
報		

12 12 11 11 11 7 5 1

正中刀（正中二年の刀を略称する）の銘をみると、「幡大菩薩、願主武藏國 秩父郡 大河原入道 沙弥 藏蓮 同左衛門尉 丹治朝臣 時基」「備前國長船左兵衛尉晃光 進士三郎景政」とありますし、嘉曆刀（嘉曆二年の刀の略称）の銘では

「広峰山御剣、願主 武藏國 秩父郡住 大河原左衛門尉 丹治時基」「備前國長船住 左兵衛尉景光 進士三郎景政」とあります。

右の二つの銘文の意味は、願主とは簡単にいうと注文主のことですから、正中刀の場合は、関東の秩父郡（埼玉県）

の住人、大河原藏運と、丹治基の両名が、秩父八幡宮に奉納するため、長船（岡山県）銀治の景光と景政の両名に依頼して造らせたいということで、嘉暦刀の場合は広峰神社（姫路の北部）に奉納するために、秩父郡の住人、大河原丹治時基が、景光、景政の両名に造らせたということです。

ここで注文主のことを考えてみると、「大河原」とは秩父郡の郷名もあり、地名をとつて姓としたものであります。又、「丹治」という姓は秩父地方の豪族で、陽成天皇の頃（西暦八七六年八八四年）、多治比真人武信が秩父郡に流され、その子孫に丹党（丹ノ党ともいう）を称した一族がありましたが、時基もその一族と考えられます。

秩父神社古文書にも、正和二年（西暦一三一三年）の銘のあるものの中に「丹治行郷」という名も見えますので、丹党は丹治と同一ではなかろうかと考えます。又、^{ニユウドウ}沙彌とは武士で出家して僧名を名乗つたのであります。

この藏蓮と時基の続柄は何であつたのでしょうか。

正中刀では、共に秩父郡の住人ですが、続柄は明らかでありません。同左衛門尉という文と、奉納刀に名をつらね

てのことと考へて、常識的には他人と考へられないのです。しかし嘉暦刀では時基も明らかに大河原姓を称しているのですから親戚同志又それ以上と考へても無理ではないと考えます。次に中村家文書（波賀町有賀）では時基の法

名は莊蓮となつてゐるので、藏蓮と莊蓮の関係は親戚以上、親子関係とみて藏蓮を父、莊蓮（時基）を子と考へておきたいのです。

さて、藏蓮、時基はどんな理由で宍粟郡の三方西ノ郷で刀を打たせたのでしょうか。ただ注文を受けた備前長船の景光、景政が自分の判断で三方四郷で銀刀したのでしょうか。

この考へ方はなにか簡単に解釈しすぎるようと思うのです。

何らかの理由から、藏蓮や時基が宍粟郡に来て住んでいたのではないかでしようか。

辛いにこの疑問に答えてくれる鍵がみつかりました。その一つは、波賀町安賀の八幡宮の宝刀に次のようないふがあります。

「波賀上ノ方八幡宮為御劍、末代丹治大河原備中守之清、奉筆者也」「八幡大菩薩、備前國住長船次郎左衛門尉、勝光作、天文九年八月吉日」

石の刀銘の文は波賀の安賀八幡宮に奉納する神刀として子孫にあたる丹治大河原（コキキヨ）清が、長船銀治の勝光に打たせたことを教えてくれます。

これで明らかになつたことは、丹治性と大河原姓が同一の家を示すことと、その子孫が二百三十年余後代になりますが、波賀町に住んでいたことです。あまり他地方に知られていない安賀八幡宮に此の地の住人でない者が刀を奉納

するいわれがないからです。このことは、とりもなおさず祖先の藏蓮、時基は宍粟郡に住んだといえます。嘉曆刀の銘では「秩父郡住」となつてるので矛盾をするのですが郷里が秩父郡であり、宍粟郡住となつてまだ多くの年代を経ていなかつたとも考えられるし、又宍粟に住んではいたが、本拠地ではないという事情も考えられます。

中村家の系図を引用してみることにします。家泰といふ人の項の説明によると

「本領 越中国石原村 武州秩父_{サノヤマ}三山郷 亀山院弘長年中
播磨ニ違勅者 号波賀七郎光節 家泰在京 六波羅 応下
知 発播州討波賀 依具功 播州三方 作州弓削庄内 公
文賜」とあります。この文意は、家来の領地は越中一富山
県_一の石原村と武州秩父郡_一埼玉県_一の三山郷_{サノヤマ}にあつたが
亀山天皇の御代弘長年間一西暦一二六一頃一に家泰は播磨

で天皇の命に従わない波賀七郎というものがあり、京都大波羅探題の命によつて播磨におもむき、波賀七郎を討伐しました。その功により、播磨の三方と作州一岡山県一の弓削庄の公文職を賜わつた。というのです。現在、波賀町上野に城山という城跡がありますが、波賀七郎はここに居城していく攻められたのでしよう。伝説にも、波賀城主が名馬を所有していたが、献上をしなかつたので亡され、城主の姫が逃れる時、鮮血を雪の上に点々と残していく捕えられた話を伝えています。このような事情で、関東武士がこ



の地に居を占めるようになつたのでしよう。右の文中、公文職といつたのは、貴族、寺社が自領の莊園から年貢を収納するため現地に送り込んだ役人、この職務が公文職なのです。又、三方とのみかかれているので、波賀町は三方西郷なので、その間に一致点がないのですが、三方を三方西の誤りと解して良い証拠があるのです。すなわち波賀七郎の住んだ波賀は、三方谷ではなく、旧西谷村一波賀町南半部一なのであり、更に家業の孫、光時に關係ある文書一中村氏文書一に、「可以早 中村馬允光時後家領知 播磨国

小野村在家壹字光国付田七段仕歩事
田參段号御菌

右以亡夫光時跡所配分也

先例可令領掌之狀

依鑑倉殿仰下知如件

正應三年八月二日

陸奧守平朝臣
判

木村守立 著

特が死んだので、その遺産配

分により小野村にある家屋一

軒と、田七段廿歩と田三段と

は「御園（ミツバチ）（今の溝野）」と呼ぶ

とせよと將軍より命令があつ

たので、早く未亡人に管理させなさい。ということなのですが、小野村も溝野一引原川東小野村の小字一も波賀町でありますから、三方西郷一波賀町に住んだことは、明言できると考えます。

以上こまごまと述べました事の要点は、正中刀、嘉曆刀の注文主は、関東武士が鎌倉幕府の発展と共に西日本に進出し、その中の一人として大河原氏一中村氏が宍粟郡の北部山間部まで移り住んだことが立証したかつたに外ならないのです。他の例をあげますと、一宮町安積に居て勢力のあつた安積氏も、東北一福島県からこの地に来住したのです。

注①播磨国安積保下司文職并三方西郷文職姫道村田畠等

知行：貞治三年一一三六四一一大日本地名辞書より

次は備前の刀鍛冶、景光、景政のことですが、この兩人は兄弟説、親子説もあり、また景光には三代あつたといいますが、明らかではありません。おそらく長光の子景光一初代一のことでしょう。この兩人が何故宍粟郡に来たのかは、明らかでありますと、宍粟郡が刀の原料の鉄産地であつたからな鐵を採取し、製鉄をしたのですが、宍粟郡の西北の岡山県境の千種町西河内一河呂一岩野辺一波賀町斎木飯見、皆木一上野一宮町深河谷一生栖一染河内谷と、

やや東南方向にかけての帶状の一帯は石英閃綠岩の地帯で特に地表部に近いところは腐蝕しているので、ここから砂鉄が採取できたのです。宍粟郡の製鉄の歴史は非常に古くすでに播磨風土記に載っているのですから、千三百年の歴史があるといえます。

そののちは、文献を欠いているので詳しいことはわかりませんが、平安時代一一条天皇の頃西暦一〇〇〇年末には、家時とその一群の刀鍛冶が宍粟郡に住み、細手の刃を鍛えるのに特長としていたことも知られます。何時の頃か宍粟鉄一千草銅一の名が備前にまで伝わるようになつて、長船鍛冶の鍛刀の原料となつていて、刀工もしばしば鉄を求めて来郡したのでしょうか。景光、景政もこのような事情で吉井川をさかのぼり、美作国から播磨国に山を越えて入り、今の千種町から波賀町の斎木、上野方面に旅を続けては良質の銅を尋ね求めていたのでしょうか。上野付近ではその地の勢力家である大河原氏一中村氏一を訪れて何かと便宜を与えられていたのでしょうか。推測の域をでないのですが、大河原氏は砂鉄採集一かんな一やたら製鉄や鉄の販売の実権を握っていたのではないかと考えられますしあるいはここに滞在して良質の鋼の生産されるのを待つていたのではないでしょうか。

そうした時は、依頼されればいつも鍛刀して、たまたま大河原氏の出身地の秩父八幡宮の造営が完成したの

で、正中二年にはその依頼で精魂こめて正中刀を鍛え、次

に嘉曆二年には前にならつて、広峰神社に奉納するための

嘉曆刀の作製ということが行なわれたのではないでしょ
うか。

その後も、長船鍛治の来訪は次々あつたが、天文九年には
勝光が、安賀八幡宮奉納のための刀を鍛えたのではないで
しようか。

別の考え方としては、大河原氏が刀を打たせるために当代の
名手である景光、景政を呼び寄せたとも考えられます。が、
赤松氏再興後の赤松政則は播磨の領主で勢力があつたので、
備前長船の刀鍛治を呼んで自ら鍛刀している例もあるので、
すが、大河原氏の場合、どれ程の勢力があつたかといえば
三方西ノ郷程度にすぎないので、わざわざ呼ぶようなこと
はなかつたとも考えられるのです。

果してどちらでしようか。確かに立証材料がない限り何ん
とも言えないのが真実だと考えますが、長船鍛治が鉄産地
へ原料を求めて訪れたことも真実でしようし、その刀工を
普段から自己の権勢の下で世話をし面倒を見て、刀工に誠
心誠意作刀に没頭させるだけの素地を大河原氏が作つてい
たことを無視するわけにもゆくまいと考えます。

以上要するに、地質的に砂鉄産地の夫栗に、武勇にすぐ
れた関東武士が移住して來たことによつて、備前長船の刀
鍛治に後世に残る名品を作らせたこと、三者混然一体とな

つたところに名刀が誕生したのでしよう。

一四二、一、二二稿)

庄堺

島下八重子

女は業なもので、老いて目がうとくなつていても、華や
かで柔かい布を見るといつて縫つてみたくなり、針持つこと
も多いが、びんとしごいておいても、とかくこの頃は糸に
不必要な結び子が出来やすい。指も仲々意の便には動かす
くもう駄目だな」とひそかにため息をついていたが、或る
夜更け、はるかな人をふつと思いつ出して、心が明るくなつ
た。それは庄境のおばあさんと呼んでいた大伯母のこと、
十二才の私に糸のとり方を丁寧に教えてくれた人である。
「糸巻にきれいに並べて巻きなされよ。乱雑に巻いたら行

北奥町 戒社立

仕合
さくわ
や

毛 一一九

山崎の絵草

十ニ波丸
杉月堂

山崎 東山 重光一

本、私の姉が大阪、鞆の鰐筋屋へ嫁入るとき、「母親の実家が千本屋村の千本」というのでしたら別状おますまい」と、姑になる人が変に信用したと後日義兄が笑い話のようにつたが、昔、一門の人々と村人との間はそもそものようであつたのだろうか。

儀が悪いと人様に笑われますでな」と、白い小菊の描かれている板の糸巻を手渡してくれた老女、真向いに坐つて崩す黄の糸を両手にかけて、ゆつくり私の手許をみつめていた柔軟な顔：：今は機械がカードに巻いた糸ばかり多く売られるので、あんな愛情のこもつた動作に会つたことのない糸は、時折すねたようにダンゴになつて困らせるのである。

うか。

崎の侍墓地にあつた先祖の墓を姑の反対を押し切つてまで移した母が、竹林の側を廻つて、生家の墓地を訪ねるときは、どうしても庵寺の閑伽桶かわいとうを借らねばならなかつたのは皮肉であるが、澄み切つた水を存分に汲んで、お菊虫の由来など聞きながら川傍の道をゆく氣分は悪いものではなかつた。

閑伽桶の中を覗きし一輪は墓への道のなでしこの花と、私もその墓地には何か惹かれるものがあつて好きであつた。通達院釈善趣、普照院釈広済と祖父や叔父の戒名を刻んだ石があるばかりでなく、おぼろにこけしのような人型を彫つた小さい小さい墓もあつて、それが麻疹で死んだ童児のであると聞き、いとしく思う故為でもあつた。又千本屋村中として明治四十一年に千本孫十郎君の碑が、大正三年に千本亀治郎君の碑が建立されていて、その側面の句傍を流れていた小溝の水は、大伯母の家の庭先きで菜などを洗わせて、又大川の方へ向つていたなと思ひうかべたりして、いつしか心も澄むようであつた。おばあさんの性も千代も匂へこの花このいさを

幾千代も匂へこの花このいさを
むらに名を残すほまれや白ぼたん

を語りたいため、失礼お許し頂ければ幸甚である。

とたどり読むのも、何かほのぼのと心が明るむからでもあつた。いつの世にも反対する人はあつたろうけれども、とにもかくにも村中から墓を建ててもらつたといふことは、冥するに足ることで、仏も本望であつたろうと思い、梅の香、ほたんの姿を石に籠めた村人の風雅が床しいものに感じられるのだつた。

庄境のおばあさんにして、言葉の美しい人で、年少の私もお前などと呼ばれた覚えはない。墓参りの帰りに寄ると、春なれば大抵色どりの美しいあられを白紙に包んでくれたし、「お口に合いましようかな」といながら野菜の味噌漬を添えてくれることもあつた。大根、胡瓜はいうに及ばず、香りの高いごぼうやにんじんもあつたが、一番好きだつたのはべつこう色になつたなた豆で、辛いながらも香りの高い甘味があつて、その歯ざわりのさわやかさ底にあたたかい甘味があつて、その歯ざわりのさわやかさが、だらけた気持をしやんとさせるようであつた。今も思えばすらりとした後姿が目に頭つて、あねさまあねさまと慕つた祖父の声も甦るようと思えるおばあさんの住んでいた庄境、お薬師さんにも心明るむ由緒があるのではなかろうか。急行バスの走る大道が近くに出来ても、境内の花は今も咲くのであろうか。歳月は人間の諸悪を忘れさせてくれるので同時に、墓石の字さえ日々に薄れさせて、床しくなつかしいものもだんだん滅ぼしてしまふようである。貴重な紙面をお借りして私事を書いたのも、和やかだつた村

春
卷
廣背ボンズ用紳士

心地の良い
洋ぶとんマットレス
寝

山崎町西町

とりこしゃ
TEL. 6107

射学要録序

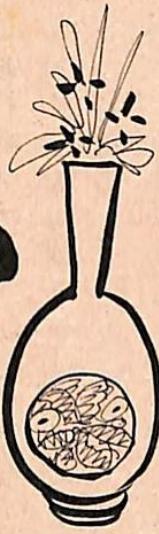
島田

清

蓋けだし、射の起るや尚し。而して其の用たるや広し。乃ち文、乃ち武、射それ背そむかざるかな。夫れ明君上に興り、文教下に隆なるときは、則ち揖讓興舞の容、心志和易の実、射、これにおいて之を観る。鉄を闇外に授け、愾を四方に敵するときは、則ち、穿甲破胆の威、飛檄通情の術、射、これに於いて之を取る。故に、射の術たる、文事の射あり、武備の射あり、而して世の射を言う者、屑然として相踵ぎ、家その道を神とし、人その説を秘として以て一世に相高ぶ

資生堂化粧品
手芸材料

本町
TEL 4



本町
TEL

軍射持弓ノ事
軍弓鉄合ノ事
軍弓弦ノ事
數弓ノ事
軍弓腕貫ヲ

附 事 事

事

— — — — —

.....

軍矢數弦軍弓軍

箭入弓卷弓、弓

ノノ 堕・弱音 彩
事 緒 弦 英

事前様送車ノ柱
ノ並袋ノ化ノ

事弓ノ事ヲ事

符事好

ノ ザ

事 ル

事

る。抑々、その観徳敵愾の用に至つては、則ち鬱鬱として
統る所なし。是を以て、射の術、日にその真を失す。甚だ
しきは賭して中を争い、以て利を鉤るの器と為すに至る。
亦、何ぞ自ら汚がすの甚だしきや。嗟乎、澆風の靡注する
ところ、錯て習俗の相施易する、それ之を何とか謂はん。
平瀬光雄、此に慨然たること有り。彼の百家の説、これを
用に質し、其の疵躰の実、これを古に稽う。之を琢し、之
を磨し、益々その精を研ぐ。久うして已ます。神と化す。
之、所謂、揖讓興舞の容、心志和易の実、穿甲破胆の威、
飛檄通情の術、身その室に入り、目その奥を観る。照然と
して一二を数ふるが如し。夫れ既に之に入る。是を以て其
の言覈なり。夫れ既に覈なり。是を以て其れ之を聞くや曉
し易し。其れ之を伝うるや達し易し。古の善く教ゆる者は
平瀬氏それ庶幾んか。余、少くして金弢の言を好み、旁ら
弓矢に及ぶ。今や、逢衣浅帶、猶かつ此の書に扼腕なきこ
と能わず。乃ち、数言を以て其の首に弁すと云うこと爾り。

射學要錄 目錄

上卷 射学心得之部

- | | |
|------------------|----------------|
| 一、弓矢始り、諸流派の事 | 一、五射六科ノ事 |
| 一、教導ニ精疎アル事 | 一、射形実射、表裏差別ノ事 |
| 一、射ヲ学ブニ本末アル事 | 一、主將、士卒ノ射ニ差別ノ事 |
| 一、弓矢長短輕重ノ事 | 一、鵠ノ大小、物間遠近ノ事 |
| 一、軍射、堂前の前ニ射具差別ノ事 | 一、弓鉄砲利用差別ノ事 |
| 一、堂前稽古是非ノ事 | 一、堂舎当日是非ノ事 |
| 一、引目鳴弦ノ事 | 一、引目鳴弦ノ事 |

下卷 軍射器械之部

東肥

本
田
直

狼田

- 一、鎌スケヤウノ事
一、火矢ノ事
一、空穂ノ事
一、打鎌ノ事
一、空穂ノ事
一、箭ノ事
一、箭、並矢櫛ノ事
一、決拾並早牒附緒留ノ事
一、弓矢寸尺ヲ縮メ用ル事
一、射士、甲冑ニ泥サルベキ事
一、矢籠ノ事
一、矢保侶ノ事
一、女板・男板ノ事
一、著具ノ事
一、馬上、弓矢藻ノ事
一、矢印書様ノ事
一、矢文ノ箭ノ事
一、空穂ニ刺矢並納べき物ノ事
一、雨中、弓矢藻ノ事
一、毒矢ニ中タルトキ、洗薬、並鎌又キ薬ノ事
一、造リ物ヲ以テ矢ニ替ル事

雜之部

- 一、甲冑シ、弓持タルトキ、礼容ノ事
一、主君ノ鑑、同輩ノ著具、矢試作法ノ事
一、射貫物ノ事
一、居者射様ノ事
一、川沼ニテ射様ノ事
一、床下射様ノ事
一、屋上ヨリ射様ノ事
一、山野ノ矢ノ事
一、柄惜ミ、隠家筈惜ミ、四寸ノ矢両木峰一発ニ矢多ク
射様、ソギ苦、弦切一度射様ノ事
一、箭武者討取、実檢ノ事
一、弓矢、竹虫入ザル習ヒ、鎌手置並研磨ノ事

- 一、馬上ニ弓持様ノ事
一、馬上ニテ弓納メ様ノ事
一、馬上ニ弓持テ茂ミヲ行時ノ事
一、馬上六曲ノ事
一、馬上ヨリ射処目附ノ事
一、弓持テ馬ニ乗様ノ事
一、矢保侶ノ事
一、女板・男板ノ事
一、著具ノ事
一、馬上ニ弓持様並持セ様ノ事
一、馬上ニテ弓張様ノ事
一、馬上弓持テ川ヲ渡ス時ノ事
一、馬上矢番並早番ノ事

一、毒矢ニ中タルトキ、洗薬、並鎌又キ薬ノ事
一、造リ物ヲ以テ矢ニ替ル事

馬上射事之部

- 一、馬上ニ弓持様並持セ様ノ事
一、馬上ニテ弓張様ノ事
一、馬上弓持テ川ヲ渡ス時ノ事
一、馬上矢番並早番ノ事

夜軍射事之部

- 一、夜討・夜得ノ弓矢ノ事
一、寝所ノ弓ノ事
一、夜中矢声ノ事
一、夜討ニ火矢持ベキ事
一、夜軍弓鉄砲前後ノ事

- 一、夜討入タル時ノ事
一、夜ノ弓アテカヒ並目附ノ事
一、夜討ニ証ノ矢建様ノ事
一、松明篝ノトキ弓ノ事



山交タクシ

乗リ心地よい新車
デラックスで親切安全

TEL. 166・930

別 読 調 進
貸洋服も致します

片山洋服店

本町（電三三九）

將士心得之部

- 船軍射事之部

一、潮汐之事
一、船ニ乗得又人ノ事
一、船中楯ノ取扱ノ事
一、敵ノ退船射様ノ事
一、追来ル敵船射様ノ事
一、船中輕卒弓立様ノ事
一、敵船ノ帆並帆繩ヲ射切ト云事
一、水主・楫取ヲ射ル事
一、船ニテ輕卒、弓射サセ様ノ事
一、坂下弓備立様、射サセ様ノ事
一、夜軍弓備ノ事
一、船軍弓立様ノ事
一、鎗前輕卒弓射サセ様ノ事
一、懸引ノ矢射サセ様ノ事
一、退口輕卒弓ノ事
一、奸ニ逢タルトキ輕卒弓ノ事
一、矢声得失ノ事
一、輕卒夜ノ弓アテガヒノ事
一、輕卒矢印ノ事
一、輕卒火矢射サセ様ノ事
一、輕卒弓ノ事
一、弓鐵砲備ノ事
一、弓備立様、射サセ様ノ事
一、弓備心得ノ事
一、細道弓備射サセ様ノ事
一、滑道ニテ射サセ様ノ事
一、川越ニ弓備立様、射サセ様ノ事
一、川端ニ弓備立様ノ事
一、森林ニ敵アルトキ弓備ノ事
一、火矢ヲ射サストキ弓備ノ事
一、物前弓備、分合射サセ様ノ事
一、輕卒相弓射サセ様ノ事
一、返シ合ス敵、射サセ様ノ事
一、輕卒縁引ノ事
一、輕卒ノ声ニ用捨アル事
一、横矢用捨ノ事
一、輕卒夜中矢声ノ事
一、輕卒火矢射サセ様ノ事

一、松明篝ノ時、軽卒弓ノ事
一、軽卒ノ遠矢制止スベキ事

（兵庫県史料）

明治六年八月七日

明石

赤種

山崎
新在家

新在家

右五日縣之節、市村之境ニ惣門有之候。右は無用物且ツ
右様之品有之候而者、兎角面目改兼候間、入札払下ヶ取
払申付可然哉。

明石では廢藩置県ののち、明治五年一月に城主の御茶屋銀会所、講武所の建物を入札払下げした。この書類は、起案書にすぎないがおそらく実行にうつしたことであろう。

半髪頭をたたいてみれば因循姑息の音がす。

ざんぎり頭をたたいて見れば文明開化の音がする。

今年は明治百年、文明開化、旧弊破壊を国内のすみすみ

に急速におし進めた百年前の明治初年の一ここまである。

一 黒田 義隆 一

* * * * *

**
予告

山崎町郷土館が四月開館となりましたので、その

**
展覧品の紹介を兼ねて、解説書のようなものを会

* * *
報特輯号として引き続き発行します。どうか皆様の

**
御参考になさつて下さい。

予告

告

雜

報

◎遅延していた郷土館の開館式は、四月四日に挙行されます。町が自主的に郷土館を設立することは、県下で最初のケースです。次に現在の陳列品も時々交代の必要があると思ひますので、皆様が古くご保存の郷土に関係ある、各種の珍らしき物を御出品下さるよう希望いたします。

◎宇野正瑛氏は「近世千草鉄山史料」(上)をこのほど刊行されました。B六版、二二八頁、史料六十一項目、貴重な資料が蒐集されていて、やがて刊行される下巻が期待される。

◎県立山崎高校地歴班は、「地理歴史研究」第十四号を発行、表紙に闇斎木像の画を使用して、本文四〇頁。宍粟郡内の金石文めぐりなど、注目すべき記事が多い。

◎遠藤島生氏は、昨年から「山崎新聞」誌上に郷土ものがたりを連載中だが、目下「鹿沢城物語」を詳細に毎号発表。博く史料を求めて、單なる物語でなく、教えるるところが多い。完結の上は一本にまとめられて刊行される日を楽しみにしたい。

◎橋本米一氏（山崎町青木）の近作古木彫刻作品展覧会は三月二十日から三十日まで山崎町伊藤画廊において開催。好評であった。

◎太中道節氏（本郡一宮町生）の近作書展は、三月二十三日、二十四日千種町研修所。二十六日、二十七日一宮町南

中学校、二十九日、三十日山崎町下村記念館で開催。古硯、古墨、印材なども陳列された。同氏は、日本書道院の審査員である。

◎本会の春季見学旅行は、来る五月十四日の日曜と決定。山崎方面に出かけます。いずれ詳細は、別紙案内状差上げますからご協力下さい。

会員名簿 (22)

金 谷 田 村 敦 二	三 津 山 本 み よ 子
" 長 谷 川 清	" 東 とみゑ
西 鹿 沢 長 井 鈴 子	" 田 中 ま さ 子
" 松 下 君 子	" 東 み さ を
"	" 東 ゆ わ の

寿
先づ陳列品をご覧下さい
久保タンス店

山崎町本町（電話七番）